

## 風しん抗体検査等費用請求に関するQ & A

No.	内 容	※「手引き」 掲載ページ
Q001	国保連合会への請求は、どのような書類を提出すればよいのか？	P 31～
A001	以下の書類を提出ください。 ①請求総括書 ②市区町村別請求書 ③受診票、予診票 なお、様式については、厚生労働省ホームページからダウンロードください。	
Q002	国保連合会への書類の提出・送付先は？	-
A002	【提出先】 受付日：毎月10日まで 受付時間：午前9時～午後5時 受付場所：和歌山県国民健康保険団体連合会 4階  【送付先】〒640-8137 和歌山市吹上二丁目1番22号（日赤会館内） 和歌山県国民健康保険団体連合会 審査第1課 管理係 宛	
Q003	国保連合会への書類の送付は、その都度送付してもよいのか？	P 31
A003	その都度ではなく、1カ月に1回、まとめて10日までに送付ください。	
Q004	請求総括書等に記入する医療機関番号は、レセプト請求時と同じ7桁の番号でよいのか？	-
A004	医療機関コード7桁の前に「301」を付けた10桁の番号を記載ください。 【例】3010123456	
Q005	市区町村別請求書等に記入する市区町村番号は、何のコードを記入するのか？	P 35
A005	クーポン券に記載の6桁のコードを転記ください。 【例】和歌山市：302015	
Q006	受診票の検査年月日、予診票の接種年月日は、和暦で記入してもよいのか？	P 14 P 16
A006	必ず西暦で記入ください。	

No.	内 容	※「手引き」 掲載ページ
Q007	費用の支払先は？	P 36
A007	原則として、診療報酬又は特定健診等の振込先として指定している口座と同一の口座になりますので、風しん用として、別途、振込先口座書類を提出いただく必要はありません。	
Q008	請求した費用は、いつ指定口座に振り込まれるのか？	P 36
A008	請求があった翌月末までに、実施機関に振り込みます。	